

議員提出議案第2号

川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年12月5日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者	川崎市議会議員	石田康博
	〃	矢澤博孝
	〃	嶋崎嘉夫
	〃	後藤晶一
	〃	岩崎善幸
	〃	岡村テル子
	〃	河野ゆかり
	〃	東正則
	〃	木庭理香子
	〃	市古映美
	〃	斉藤隆司
	〃	大庭裕子
	〃	小川顕正
	〃	添田勝
	〃	竹田宣廣

川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例の一部を改正する条例

(川崎市理容師法施行条例の一部改正)

第1条 川崎市理容師法施行条例（平成24年川崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「洗い場」の次に、「（前号の専ら洗髪のに供する設備を含む。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 理容所（衛生上支障がないものとして市長が別に定める理容所を除く。）は、専ら洗髪のに供する設備を有すること。

(川崎市美容師法施行条例の一部改正)

第2条 川崎市美容師法施行条例（平成24年川崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「洗い場」の次に、「（前号の専ら洗髪のに供する設備を含む。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 美容所（衛生上支障がないものとして市長が別に定める美容所を除く。）は、専ら洗髪のに供する設備を有すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定による構造設備の確認を受けている理容所又は現に同法第11条第1項の規定による届出がされている理容所が第1条の規定による改正後の川崎市理容師法施行条例第3条第4号又は第5号（専ら洗髪のに供する設備に係る部分に限る。）の規定に適合しないときは、当該理容所については、増築、改築、大規模の修繕等により当該理容所の構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定による構造設備の確認を受けている美容所又は現に同法第11条第1項の規定による届出がされている美容所が第2条の規定による改正後の川崎市美容師法施行条例第3条第4号又は第5号（専ら洗髪のに供する設備に係る部分

に限る。)の規定に適合しないときは、当該美容所については、増築、改築、大規模の修繕等により当該美容所の構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用しない。

提 案 理 由

理容所及び美容所における衛生上必要な措置に、専ら洗髪の用に供する設備を有することを追加するため、この条例を制定するものである。